

令和 4 年 5 月 31 日現在

機関番号：34310

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2016～2020

課題番号：16H03009

研究課題名(和文) 自然アクセス制度の国際比較 コモンズ論の新展開にむけて

研究課題名(英文) International Comparative Study on Public Access to Nature: A Next Step for the Commons Study

研究代表者

三俣 学 (Mitsumata, Gaku)

同志社大学・経済学部・教授

研究者番号：10382251

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 12,600,000円

研究成果の概要(和文)：英国・北欧(スウェーデン・ノルウェー)・中欧(スイス・ドイツ)・米国・日本における自然アクセスの比較研究を行った。文献調査、来訪者アンケート調査を実施した結果、私的に囲い込まれる自然・空間が広がる中で、各国は人々の自然アクセスを確保する仕組みを積極的に作り出していることが分かった。アクセスを維持、創出する方法は、歴史的経緯もあり多様である。環境アクセスへの権利に法的地位を与え明確化するものから、慣習や新しい仕組みを作り出すものまで、実に多様な形で存在していることが分かった。その背景には、利用者(市民)の自然アクセスに対するニーズと利用秩序を生み出そうとする動きが存在することも分かった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

万人の自然アクセスを許容する社会的仕組みを解明しようとする本研究は、これまでのコモンズ研究(とりわけ開放型コモンズ)をはじめとする資源論だけでなく、余暇の過ごし方や自然の癒し効果を研究する森林学や医学の領域にも、基礎資料を提供するものである。自然アクセスの正負両面について、複数国を対象にして検討を進めた本研究は、公園や河川敷などの公共空間における自然保全や利用秩序の形成だけでなく、自然の放置や無関心が進む林野や耕作放棄地などの過少利用問題の解決にも資する可能性を持つ。

新型コロナ禍にあって広がりを見せる野外活動にともない発生する諸問題を考えていく際にも、寄与する点を有している。

研究成果の概要(英文)：This international comparative study on public access to nature demonstrates that each countries has tried to keep nature where every one can access and rather some of them positively expand such open space areas with trial and error. The ways of such arrangement above vary depending upon the historical background, geographical conditions and so on. For example, a right of access to nature is clearly stipulated in the law in England and Wales, and Norway. On the other hand, it is positioned in a custom in Sweden. Through our research, institutional arrangement on the public access nature has been provided on the basis of grass-rooted needs and movements by the public.

研究分野：エコロジー経済学

キーワード：自然アクセス制 コモンズ 万人権 比較研究

1. 研究開始当初の背景

コモンズ論において、環境資源管理の担い手は、市場(私)と政府(公)にくわえ、「第三の道」として、地域住民の自治(共)に基づく資源管理の可能性が模索されてきた。そこでは、環境資源の持続的利用や管理を導くための共同体内部の制度分析に比重を置く研究が多く、その研究成果は、長期資源管理に成功するための制度設計の明示にまで昇華した(Ostrom, 1990)。

グローバル時代のコモンズ研究の重心は、共同体(資源利用者集団)の内部メカニズムを解明する研究から「コモンズに影響を及ぼす外部主体(外部環境)とコモンズとの関係性」を分析する研究へとシフトしつつある。グローバル化が伝統的コモンズにどのような影響を与えるか、ローカル・コモンズとそれを取り巻く外部主体の相互制度リンケージをいかに構築するか(Berkes, 2002)など、が検討されてきた。多様なアクターによる共同資源管理(協治)の必要を提唱した林政学者・井上真は、その実現にむけた設計指針を描いた(Inoue et.al eds, 2015)。

このような研究開始当初の背景を踏まえ、本研究では「開放型コモンズ」の研究に焦点を定めた。開放型コモンズとは、所有はある特定の個人や集団、公的機関に属するが、その利用については万人に開かれている環境資源・管理制度である。開放型コモンズを特徴づける一つのキーワードが、本研究で注目する自然アクセス制である。その最大の特徴は、自然へのアクセスを公衆に開く社会的な仕組みを法や慣習によって担保し、そのような制度の構築を通じて、環境資源の管理や保全につなげようとする点にある。

2. 研究の目的

本研究は、このような所有の如何を問わず、万人が自然にアクセスし、一定の活動をなしうる権利や制度が社会的に容認されている自然アクセス制について、以下の3点の解明を目的として研究を進めた。すなわち、(1) 北欧3か国・英国・ドイツ・スイス・米国・日本の8か国を事例研究の主対象とし、自然アクセス制度がいかに生成・維持されてきたかを解明すること、(2) 上記8か国の自然アクセス制度の国際比較分析を行うこと、さらには、(3) 自然アクセス制の環境政策的な含意を導出することである。

3. 研究の方法

研究の方法は、文献収集、現場踏査、利用者アンケート調査、関係機関での聞き取り調査である。詳細は以下の通り。

(1) 環境政策史や環境資源等に関する基礎情報の収集・把握

自然アクセス制度は、その対象たる自然環境、それを利用・管理する人間のつくる制度、そしてその相互作用の中から醸成される自然観や思想、それを基盤とする政策の展開などが相まって開花する。それゆえ、環境資源、野外活動に関するデータに加え、環境政策史に関する基礎資料や先行研究を収集する。さらには、自然観やエコロジー思想等、自然アクセス制度の基盤をなす分野の文献レビューも行う。各8か国の自然アクセス制を規定する現行の法体系や慣習についての資料や先行研究のレビューも行う。

(2) 野外活動を楽しむ人たちの利用実態面および管理面の実態把握

(1)で補うことのできない各国のアクセス制度に基づく利用の実態について、現地でのアンケート調査および、利用者や関係機関(行政、所有者、NGO・NPO等のアソシエーション、ボランティア、入会権者組合)に対する聞き取り調査から明らかにする。

(3) 政策的含意の導出

比較研究の総まとめを行い、国際シンポジウムを開催し、海外の研究者や実践家との議論を通じて、アクセス制の持つ環境政策上の含意を抽出する。

4. 研究成果

米国とノルウェーにおいては、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、当初予定していた利用者アンケートは、実施できなかった。また、スイスについては、WSL(The Swiss Federal Research Institute)と調査協力関係を構築できたため、利用者アンケート結果を得られた。しかし、それらは現在、分析途上の段階にとどまっている。上述した「2. 研究の目的」の(3)環境政策上の含意の抽出についても、最終シンポジウムの中止等で、国際的議論を踏まえた展開を図ることができなかった。そのような限界を踏まえ、以下では、本共同研究の成果を総論的にまとめる。

(1) アクセス制を裏付ける法的・社会経済的仕組み

北欧においては、環境政策だけでなく、労働政策、福祉政策から野外生活の重要性が認識され、自然アクセスを確固たるものにする歴史的展開があった。万人のアクセスを受容しうる量の豊富なベリーやキノコが存在し続けているという点も大きい。アクセスの対象資源についての決まりは、北欧諸国で類似する面もあるが、たとえば、スウェーデンやフィンランドにおいては、万人権を直接規定する法律を設けず、慣習として運用している。一方、ノルウェーでは1957年

野外活動法の中で万人権を位置づけているなど、相違がみられる。こうした北欧の野外活動への志向性の強さは、アルネ・ネスらのディープ・エコロジー思想などにも影響を受けていることが環境思想系の論文からも理解することができた(嶋田・室田、2010)。

他方、中欧諸国のうち、ドイツでは、連邦法の中に自然アクセス権(入林権)を、スイスでは連邦憲法と民法で位置づけている。現場での運用等など細目事項については、各地のエコロジーや慣習の相違に応じ、自治体(カントン)レベルにおける細目規定を設ける形になっている(石崎ほか、2018)。

英国では、共同放牧地(commons)の囲い込みを経て、歩く権利(a right of way)というアクセス権が法的地位を得る形で作り出されてきた点、その対象がフットパスのような線的アクセスから登記された共同放牧地(commons)全般、さらには海岸線を逍遥できる面的アクセスにまで拡張し続けている点に特徴がある。産業革命期の徹底した囲い込みや工業化による環境汚染で進んだ都市における生活環境の悪化がその背景にあった。コモンズの自然保全とアクセス拡張の背後には、J.Sミル、オクタビア・ヒル、ジョン・ラスキン、ウィリアム・モリスなど、思想家、社会運動・文学者の強い影響があったことも文献調査から明らかになった(三俣、2019a)。

米国においては、法律にも慣習にも明瞭な形でのアクセス権自体はないものの、万人が自然にアクセスできる社会的仕組みを、所有者や環境保全団体の厚意に加え、緑地を保全することを前提に、公衆にアクセスを開くことを認めた所有者に対し、減税などの債務軽減策を図る形での保全地役権の設定などにより、万人のアクセスを開く仕組みを創出していることが、ノースカロライナ州での現場調査から判明した。米国もまた、ミュアやソローなどをはじめとするディープ・エコロジー的な思想の展開があるが、それらと今般の自然アクセスの広がりとの関係は明らかではなく、今後の課題である。

翻って日本では、海岸に対する万人の権利すなわち入浜権が確立しえなかったため、法的位置づけはないものの、事実上のアクセスは今なお引き継がれている。そういったデファクトのアクセスを法レベルではなくとも、より強い形で定着を図るべく、私有地上をふくむフットパスの新設増加や延伸が見られる。

以上で総論的に見た各国の自然アクセスの展開には、いずれも、土地所有者、行政はもとより、利用者秩序の創出にむけてNPO・NGOが重要な役割を担っていることが分かった。

(2) 自然アクセス制が生み出す効用

文献、利用者アンケートを通じた各国比較から、自然アクセス制の正と負の面は以下の通りにまとめることができる。

自然アクセス制の正の側面

自然アクセス制が開く環境保全政策への国民的理解

自然アクセスは、多くの人々が自然に対して興味や理解を深める機会を創出する。野外生活の知識や技能を身に着けることは、自然そのものへの関心を生み、その重要性を認識することにつながる。スウェーデンでの利用者アンケート調査の結果においては、野外生活の経験の多くが家族を通じて幼少期に引き継がれ、国民は自然の楽しみ、技術、知識を身に着け次世代に引き継ぐ経路を作り出していることが判明した(Saito et.al. 2022)。英国においても、歩く権利の服する対象が自然度の高いコモンズであり、そのすくなくならず、自然保護指定地域に指定されている。歩く権利への国民的理解はもとより、その対象たるフットパスやコモンズなどの環境政策一般に対する国民的理解が育まれている。

高度・広範な生態系サービスの提供

北欧のようにベリーやキノコ採取行為までを含むアクセス権が設定されている場合、それだけ多くの生態系に触れることが可能となる。つまり、自然アクセスにより、より広範な生態系の生み出すサービスを享受できることを意味している。また、採取行為には食べる行為が随伴する。それゆえ、食用として適したベリーやキノコの同定、再生産を阻害しない採取技術なども学習することにつながる。

乱開発の抑制機能

公衆の自然アクセスは、乱開発を抑止する可能性を持つ。たとえば、法社会学者の平松紘は、その機能発揮の困難性を指摘しながらも、自然アクセス制の持つ乱開発抑止の機能について「自然が少なくなれば、土地所有者の所有権の行使を、場合によっては自然侵害としてアクセス権を武器に裁判でも闘えるのだ、という論理も成り立つ」(平松、1999, p. 218)という可能性を展望している。ただし、本研究でこのような機能の具体的事例は見出すことができなかった。

(3) 自然アクセス制が生み出す問題・課題

各国における自然アクセスには、万人の利用を許す非排除性ゆえの負の側面も多々存在する。最大の問題としてのコンフリクト

(2)で見たような自然アクセスの意義が確認できる一方、スウェーデン・英国の両国において土地所有者と利用者間、利用者間の双方でのコンフリクトが、自然アクセス制の最大の問題である。既存研究においても、万人権の商業的利用・大規模集団利用などがトラブルの火種となる傾向を持つことが指摘されている(Sandell, 2010)ことが分かった。

英国の場合、行政、アソシエーション、土地所有者、入会権者らが積年の議論を経て、権利関係の明確化およびその地図化によるアクセス制の維持拡大を図る舵取りを行ってきたことが確

認できた。他方、スウェーデンでは、万人権を知らない海外からの旅行者などに対して政府は複数の言語でリーフレットを作成してこれに対応し、他方、アソシエーションもまた本格的な指導を含む手引書を作成し、コンフリクトの最小化および万人権の非法制化（現状維持）を志向していることがわかった。

事故に対する責任所在

自然アクセスを困難にする要因として、事故とその責任の所在の問題がある。程度に差はあるが、北欧やスイス・ドイツにおいては、原則として来訪者が事故の責任を負う(石崎ほか、2018)。所有者に著しい瑕疵がある場合には、所有者責任を問うことになり、事実、こういった判例もある。他方、日本では国立公園（奥入瀬渓谷）内で起きた落枝による死亡事故をめぐる訴訟では、所有者の国および管理者の県が責任を問われ敗訴している（神山、2018）。

慣習的運用か立法化による運用かをめぐる論争

コンフリクトが発生すると必ず厳密な線引きが必要という議論が生まれる。英国の場合、1950年代の英国王任委員会から一貫して、コモンズ、アクセス権の登記・マップ化路線が続いている。権利関係の明確化はオストロムがコモンズ存立条件で指摘するように重要である。しかし、現場の利用状況や権利関係を反映するマップ化に要する行政コストは莫大になる。他方、北欧でこのようなマップ化をせずに済んでいるのは、元来的に私有地でも第三者がアクセスすることが認められてきた歴史的経緯に加え、万人権の服する領域の厳格な設定は、多様な野外生活を喪失させることにつながるためである。

(4) まとめ

筆者らの調査では、自然アクセス制は、万人の利用を可能にするという意味ではオープン・アクセス的な性質を持つものの、自然破壊や劣化を招来しない仕組みが制度的にまた暗黙裡に利用者集団の創意工夫によって埋め込まれていることが多い。それを可能にしてきたのは、土地所有者、行政、オリエンテーリング協会をはじめとする非営利団体、私企業など、野外生活を愛する人たちの公私の主体を超えた協働であった。

加えて、幼少期の早い段階から行われる自然体験の窓口として家族の果たす役割がきわめて大きい。筆者らの実施したアンケート調査では、初めて行った野外生活の平均年齢は5歳で、家族に連れられて野外生活をはじめていることも分かった。家族が子どもに自然での振る舞い、自然美を伝授している。また、同一の自然に繰り返し来訪する人ほど、自然への愛着や自然の美しさを理解していることが多いことが分かった。そのような人々を組織的にまとめ、さらには多様な主体（政府や企業）と利用秩序の形成を図るために必要となる調整については、NPOやNGOなどのアソシエーションが極めて重要な役割を担っていることが判明した。

翻って日本では、とりわけ過少利用問題が自然への無関心と放置の連鎖を生み出している。アクセス制ときわめて類似する私有地を含むフットパスの広がりなどは、地域の入会林野にも及びつつあり、今後、どのような協働関係の下で制度構築を図るか、という点で本研究の比較研究は示唆を与えるものである。

参考文献

- Berkes Fikret (2002) "Cross-Scale Institutional Linkages: Perspectives from the Bottom Up" in E. Ostrom et al., (eds). *The Drama of the Commons: Committee on the Human Dimensions of Global Change*, National Academy Press, pp. 293-321.
- 平松紘 (1999) 『イギリス緑の庶民物語 もう一つの自然環境保全史』明石書店
- Inoue Makoto and Ganesh Shivakoti (eds). (2015) *Multi-level Forest Governance in Asia; Concepts, Challenges and the Way Forward*.
- 石崎涼子・三俣学・齋藤暖生・川添拓也(2018)「自然アクセス権と森林利用を巡る諸問題 - スイスおよびドイツを事例として - 」第129回 日本森林学会, 2018年3月
- 熊崎実・速水亨・石崎涼子編 (2019) 『森林未来会議：森を活かす仕組みをつくる』築地書館
- 神山智美 (2018) 『自然環境法を学ぶ』文眞堂
- Ostrom, Elinor (1990) *Governing the Commons*. Cambridge UK: Cambridge University Press.
- 三俣学・新澤秀則編 『都市と森林』晃洋書房
- 三俣学 (2019a) 「コモンズの環境思想 閉鎖と開放をめぐる」『環境思想・教育研究』第12号, pp. 111-121.
- 三俣学 (2019b) 「自然アクセス制の現代的意義—日英比較を通じて」『商大論集』第70巻, 第2・3号, pp. 93-116.
- Mitsumata Gaku (2013) 'Complementary Environmental Resource Policies in the Public, Commons and Private Spheres', in Murota Takeshi et.al. eds. *Local Commons and Democratic Environmental Governance*. United Nation University Press. pp. 40-65.
- Mitsumata Gaku (2021) *Forest Underuse in Present-Day Japan and Access to Nature Regardless of Ownership (ANRO): Transcending the Mythology of Intensive Land Use*. In Kenichi Oshima, Shunichi

- Teranishi and Koryo Suzuki, eds. *Toward a Sustainable Japanese Economy: Beyond the Triple Failures of Market, Government and Institutions*. R&D. pp. 130-140.
- Saito Haruo, Gaku Mitsumata, Niclas Bergius, and Daisaku Shimada (forthcoming: 2022), People's outdoor behavior and norm based on the Right of Public Access: A questionnaire survey in Sweden, *Journal of Forest Research*.
- Sandell, Kras et.al (2010) 'The Rights of Public Access' *Scandinavian Journal of hospitality and Tourism*, pp.291-308.
- 嶋田大作・室田武 (2010) 「開放型コモンズと閉鎖型コモンズにみる重層的資源管理 ノルウェーの万人権と国有地・集落有地・農家共有地コモンズを事例に」『財政と公共政策』 32(2), pp. 1-15.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計17件（うち査読付論文 9件 / うち国際共著 3件 / うちオープンアクセス 8件）

1. 著者名 三俣学	4. 巻 70
2. 論文標題 自然アクセス制の現代的意義 日英比較を通じて	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 商大論集	6. 最初と最後の頁 93-116
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 神山智美	4. 巻 64(3)
2. 論文標題 風力発電事業と騒音に関する一考察?米国判例を素材として	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 富大経済論集	6. 最初と最後の頁 557-600
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 齋藤暖生	4. 巻 31-32
2. 論文標題 富士山北東麓の生態と生業 - 地域環境の限界と可能性 -	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 静岡県民俗学会誌	6. 最初と最後の頁 1-10
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 齋藤暖生	4. 巻 215
2. 論文標題 富士山北面における生業の展開と保護地域制度	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国立歴史民俗博物館研究報告	6. 最初と最後の頁 9-32
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 齋藤暖生	4. 巻 65(1)
2. 論文標題 食用植物・キノコの採取・利用にみる森林文化 文化的要素の抽出および文化動態の解釈の試み	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 林業経済研究	6. 最初と最後の頁 15-26
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 齋藤暖生	4. 巻 61
2. 論文標題 山中湖のワカサギと東京帝国大学	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 演習林	6. 最初と最後の頁 35-43
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Haruo Saito, Masahiro Horiuchi, Norimasa Takayama & Akio Fujiwara	4. 巻 24(2)
2. 論文標題 Effects of managed forest versus unmanaged forest on physiological restoration from a stress	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Journal of Forest Research,	6. 最初と最後の頁 77-85
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 嶋田大作・日和佐楓	4. 巻 65(1)
2. 論文標題 九州自然歩道の利用者特性と環境意識—訪問者を対象とした現地実施・現地記入のアンケート調査を基に	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 林業経済研究	6. 最初と最後の頁 72-80
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Norimasa Takayama, Akio Fujiwara, Haruo Saito and Masahiro Horiuchi	4. 巻 14(7)
2. 論文標題 Management Effectiveness of a Secondary Coniferous Forest for Landscape Appreciation and Psychological Restoration	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 International Journal of Environmental Research and Public Health	6. 最初と最後の頁 800
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.3390/ijerph14070800	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Satomi Kohyama	4. 巻 16
2. 論文標題 The Implementation of the Convention on Biological Diversity in Japan and China : A Comparative Analysis	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 Frontiers of North East Asian Studies	6. 最初と最後の頁 1-33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 齋藤暖生	4. 巻 80
2. 論文標題 ありふれたごちそう～山菜の魅力	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 森林科学	6. 最初と最後の頁 22-25
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.11519/jjsk.80.0_22	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 大野智彦	4. 巻 30(2)
2. 論文標題 イングランドとウェールズの水行政改革の経験から流域ガバナンス研究の展開可能性を考える	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 水資源・環境研究	6. 最初と最後の頁 30-31
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.6012/jwei.28.7	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 三俣学	4. 巻 3巻
2. 論文標題 環境資源と公共性 コモンズ研究からのアプローチ	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 青山学院大学研究所 Working Paper Series	6. 最初と最後の頁 13-15
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 齋藤暖生・藤原章雄・村瀬一隆・西山教雄・笠原琢志・浅野友子	4. 巻 59
2. 論文標題 山梨県山中湖村における薪需要把握 - 煙突等の目視踏査	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 演習林	6. 最初と最後の頁 187-205
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 齋藤暖生	4. 巻 なし
2. 論文標題 山菜・きのこにみる森林文化	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 森林環境	6. 最初と最後の頁 12-21
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 神山智美	4. 巻 第2号
2. 論文標題 日本の調査捕鯨およびイルカビジネスに係る一考察 国際取引に係る観点 から	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 国際取引法学会	6. 最初と最後の頁 59 - 81
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大野智彦	4. 巻 第31巻
2. 論文標題 ダム撤去を通じて地域と河川の関係を再考する 荒瀬ダム撤去の政策過程と社会的影響の解明に向けて	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 『社会と倫理』	6. 最初と最後の頁 181-199
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計31件 (うち招待講演 7件 / うち国際学会 2件)

1. 発表者名 三俣学
2. 発表標題 コモンズ論の思想的展開と自然アクセス制の考え方
3. 学会等名 環境思想・教育研究学会 第4回大会 (招待講演)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 三俣学
2. 発表標題 自然アクセス制の国際比較 コモンズ論の新展開
3. 学会等名 林業経済学会2018年秋季大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 齋藤暖生・三俣学・POWELL, John
2. 発表標題 イングランドにおける自然アクセス活動の実態と規範 Epping forestとCleeve Commonにおけるアンケート調査から
3. 学会等名 林業経済学会2018年秋季大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Mitsumata Gaku
2. 発表標題 External Impacts and their Influence on the Commons: A Case Study of Zaisanku (Property Ward) in Toyota City, Aichi Prefecture in Japan.
3. 学会等名 第2回東アジア共同資源国際学術会議 “The Dynamics of the commons” (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 神山智美
2. 発表標題 自然アクセス制の国際比較 アメリカの自然アクセス制-サブシステム(生業)から日常享受性(レクリエーション)の確保
3. 学会等名 林業経済学会2018年秋季大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 神山智美
2. 発表標題 Escheatment Laws(権利失効および公への帰属に関する法)に係る一考察
3. 学会等名 国際取引法学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 齋藤暖生
2. 発表標題 市民の憩いの場としての大学演習林-米国Duke University、Warren Wilson Collegeの事例
3. 学会等名 森林保健学会第8回学術総会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 藤原章雄・齋藤暖生・竹内啓恵
2. 発表標題 山中湖村で取り組み始めた森活で健康プロジェクトの紹介
3. 学会等名 森林保健学会第8回学術総会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 齋藤暖生・三俣学・POWELL, John
2. 発表標題 イングランドにおける自然アクセス活動の実態と規範 Epping forestとCleeve Commonにおけるアンケート調査から
3. 学会等名 林業経済学会2018年秋季大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 竹内啓恵・藤原章雄・齋藤暖生・高山範理・森田恵美
2. 発表標題 山中湖に暮らす地域住民の「森林と健康」に関する意識調査
3. 学会等名 日本森林学会大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 章珉傑・石橋整司・安村直樹・齋藤暖生
2. 発表標題 森林所有制度の視点から見る中国の集団林
3. 学会等名 日本森林学会大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 齋藤暖生
2. 発表標題 食用植物・キノコの採取・利用にみる森林文化 文化的要素の抽出および文化動態の解釈の試み
3. 学会等名 林業経済学会2019年春季大会シンポジウム
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 石崎涼子・三俣学・齋藤暖生・川添拓也
2. 発表標題 自然アクセス権と森林利用を巡る諸問題 - スイスおよびドイツを事例として -
3. 学会等名 第129回 日本森林学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 三俣学
2. 発表標題 北欧の自然アクセス制にみる重層性と多様性 入会権の現代的再構築への示唆
3. 学会等名 日本法社会学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Mitsumata Gaku
2. 発表標題 Current and Prospective Research Interests: Comparative Study on Closed Commons and Open Commons
3. 学会等名 Research Center on the Commons and Sustainable Society (招待講演)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Ohno T. Gaku M., Daisaku S. and K. Kazuki
2. 発表標題 Applying the social-ecological system framework to identify the social impact of dam removal
3. 学会等名 International Association of the Study of the Commons (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Haruo Saito
2. 発表標題 Variable status of access rights for non-timber forest products in Japan
3. 学会等名 The 16th Biennial Conference of the International Association for the Study of Commons (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 齋藤暖生
2. 発表標題 林野における資源採取の衰退・消滅と法制度に関する試論
3. 学会等名 第129回日本森林学会大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 神山智美
2. 発表標題 コモンズ荒廃建築物対策に係る日米法比較研究ーコモン・ローおよび規制における法理を考える
3. 学会等名 環境経済・政策学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 神山智美
2. 発表標題 私人所有の荒廃建物に対する自治体の介入：日米法比較
3. 学会等名 第 31 回自治体学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 三俣学
2. 発表標題 都市近郊の学校林利用促進に向けた実態把握 兵庫県・神戸市からの考察
3. 学会等名 環境経済政策学会2016年度大会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 三俣学
2. 発表標題 コモンズ論の拡張と課題 理論と現場の狭間から
3. 学会等名 国際シンポジウム『Practicing the Commons: From possibility to Reality』(招待講演)(招待講演)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 三俣学
2. 発表標題 環境資源の利用と管理 歴史学からの示唆
3. 学会等名 政治経済学・経済史学(招待講演)
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 Takayama N., H. Saito, A. Fujiwara and M. Horiuchi
2. 発表標題 The Effect of Forest Management of Secondary Coniferous forests on User's Landscape Appreciation and Psychological Restorativeness.
3. 学会等名 Japan Geoscience Union Meeting
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 齋藤暖生
2. 発表標題 森林文化の継承のためのアーカイブ作成に向けた課題整理ー山菜・キノコ採取活動を題材とした記録媒体の特性の検討
3. 学会等名 林業経済学会2016年度秋季大会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 齋藤暖生・石橋整司・當山啓介
2. 発表標題 大学演習林の教育および社会との関わりの変遷と多様性
3. 学会等名 第128回日本森林学会大会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 藤原章雄・齋藤暖生
2. 発表標題 癒しの森プロジェクト 実証林の設定と住民参加の調査研究
3. 学会等名 第128回日本森林学会大会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 嶋田大作
2. 発表標題 日本の長距離自然歩道の創設への海外先進事例の影響
3. 学会等名 環境経済政策学会2016年度大会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 神山智美
2. 発表標題 遺産資源へのアクセスと利益配分（ABS） 94カ国/EUが締結 2017年2月
3. 学会等名 第3回国際取引法学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 神山智美
2. 発表標題 空家対策に関する日米法比較 私財に対する自治体による介入の法理と手法
3. 学会等名 016台日企業法務実務学術研究会（招待講演）
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 大野智彦
2. 発表標題 ダム撤去の利害調整過程 熊本県荒瀬ダムを事例として
3. 学会等名 農業農村工学学会2016年大会（招待講演）
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計5件

1. 著者名 公益財団法人 日本生命財団	4. 発行年 2019年
2. 出版社 東京大学出版会	5. 総ページ数 280 (三俣担当章 : pp. 61-84)
3. 書名 人と自然の環境学	

1. 著者名 環境経済・政策学会	4. 発行年 2018年
2. 出版社 丸善出版	5. 総ページ数 (三俣担当章 : pp. 656-667)
3. 書名 環境経済・政策学事典	

1. 著者名 神山 智美	4. 発行年 2018年
2. 出版社 文真堂	5. 総ページ数 360
3. 書名 自然環境法を学ぶ	

1. 著者名 一般財団法人林業経済研究所	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本林業調査会	5. 総ページ数 齋藤担当頁 249
3. 書名 森林のルネサンス：先駆者から未来への発信	

1. 著者名 三俣学・新澤秀則（編著）	4. 発行年 2017年
2. 出版社 晃洋書房	5. 総ページ数 254
3. 書名 都市と森林	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	神山 智美 (Kohyama Satomi) (00611617)	富山大学・学術研究部社会科学系・准教授 (13201)	
研究分担者	石崎 涼子 (Ishizaki Ryoko) (10353575)	国立研究開発法人森林研究・整備機構・森林総合研究所・主任研究員 等 (82105)	
研究分担者	齋藤 暖生 (Saito Haruo) (10450214)	東京大学・大学院農学生命科学研究科（農学部）・講師 (12601)	
研究分担者	嶋田 大作 (Shimada Daisaku) (40527876)	龍谷大学・農学部・准教授 (34316)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------